事　務　連　絡
平成 26 年 10 月 24 日

各商工会　様

熊本県商工会連合会
経営支援課

「むらからまちから館」平成 26 年度下期 6 ヶ月コーナーへの出展事業者の募集について

このことについて、下期（平成 26 年 12 月から平成 27 年 5 月）6 ヶ月コーナーへの出展事業者を募集いたします。

つきましては、出展希望の事業者は、下記に留意のうえ **11 月 12 日（水）**までに別紙申込書を経営支援課宛ご提出下さい。

なお、新規事業者の出展を促進するため、長期にわたる出展事業者については、調整をさせていただくことを申し添えます。出展のご希望に添えない場合には、その都度ご連絡申し上げます。なお、出店いただく事業者には **11 月下旬**より納品期間・賞味期限を勘案し、順次事業社あて商品発注いたします。ご協力並びにご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1　出展継続及び終了の事業者についても、様式 1 の「申込書」をすべてご記入のうえ提出ください。

2　商品管理・売上管理をバーコード（共通 JAN コード）でおこないますので、様式 1 に各事業者が商品に使っているバーコードを必ずご記入ください。バーコードのついてない商品は、無記入でかまいません。

3　消費税の改定に伴い、納品、仕入、売上、支払を全て「税抜価格」にて、管理させていただきますので、申込書の販売価格には必ず「税抜価格」でご記入下さい。

※　「1 カ月コーナー」、「催事」等の出展については、これまでと同様、随時、募集しています。

◆…【出展について】

新規事業者の出展促進を図るため、徹底致しますので、傘下事業者への連絡をお願い致します。

［６ヵ月コーナー（長期）］

１．出展事業者は、１県連３事業者以内とします。
２．過去に長期間出展していた事業者には出展を見合わせていただきます。
３．６ヵ月コーナーへの出展は、１年を限度とします。

［１ヵ月コーナー（トライアル）］

１．過去に長期間出展していた事業者には出展を見合わせていただきます。
２．１ヵ月コーナーへの出展は、６ヵ月を限度とします。
３．６ヵ月コーナーに出展したことのある事業者には出展を見合わせていただきます。

【添付資料】

（１）むらからまちから館における特産品の取扱要領　（別添―１）
（２）むらからまちから館での販売催事コーナー出展手引き　（別添―２）
（３）むらからまちから館における酒類及び米穀類の取扱要領　（別添―３）
（４）むらまち館４７都道府県コーナー等出展に際しての留意事項　（別紙―１）
（５）出展に当たっての注意事項（出展希望事業者あて）　（別紙―２）
（６）４７都道府県＜６ヵ月出展＞コーナー出展申込書　（様式―１）
（７）４７都道府県＜１ヵ月出展＞コーナー出展申込書　（様式―２）
（８）販売催事出展申込書　（様式―３）
（９）地酒コーナーへの出展推薦リスト（米を含む）　（様式―４）

【担当：経営支援課　樋口　】